

議案第 30 号

里庄町森林環境譲与税基金条例の制定について

里庄町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 10 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、国から市町村へ譲与される森林環境譲与税を、同法第 34 条の規定に基づく森林整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費に充てるための財源として積み立てて活用するための基金を設置する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町森林環境譲与税基金条例

(設置及び目的)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定に基づき、里庄町における森林整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費に充てるため、里庄町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に基づいて国から里庄町に譲与される森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れ、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。